

第四十六号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報及び提供に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成二十七年東京都条例第百十一号）の一部を次のように改正する。
別表第一中六の項から十三の項までを七の項から十四の項までとし、五の項の次に次のように加える。

六 知事

生活に困窮する外国人に対して行われる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護に準じた措置の実施に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二 一の項中「若しくは」を「又は」に、「及び住民基本台帳法」を「、住民基本台帳法」に改め、「住民票関係情報」という。）の下に「及び生活保護法による保護に関する情報であつて規則で定めるもの（以下「生活保護関係情報」という。）」を加え、同表二の項から七の項までの規定中「及び住民票関係情報」を「、住民票関係情報及び生活保護関係情報」に改め、同表八の項中「生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護に関する情報であつて規則で定めるもの」を「生活保護関係情報」に改める。

附 則

第四 十 六号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第二項に基づき個人番号を利用することができる事務等を追加する必要がある。